

## 委員会運営の活性化についての意見の整理

	主な意見	これまでの議会改革の会議での議論・現状等
1	<p><b>常任委員会における年間調査テーマの設定について</b> (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間調査テーマを設定すべきと幹事長会議でも確認している。きちっと対応していただきたい。</li> <li>活性協の前身の協議の中で、テーマの設定は委員長の裁量とし義務付けとはしないが、基本的には行うということで進めることになった。テーマを決めるか、決めないかということが問題ではなくて、実質的に取り組むことが大事ではないか。</li> </ul>	<p>＜議会改革協議会（平成27年7月～平成29年3月設置）決定事項＞</p> <p>第2回定例会で実施される委員改選後における直近の協議できる委員会において、年間テーマを設定するか否かを協議して、委員会としての方針を決定する。</p> <p>その方法は、委員長からの提案で進めるもよし、委員から提案を受けて検討するもよし、具体的方法等については、委員長の主導の下、適切に判断し取り組んでいく、柔軟な方法で行っていくことが望ましい。</p> <p>今後は、「協議できる環境」と「これまで以上に所管事務調査に自主性をもって、積極的姿勢で取り組んでいく」ことが大事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管事務調査の年間調査テーマは、平成29年度 2委員会、平成30年度 3委員会、令和元年度 2委員会、令和2年度 1委員会において設定されている。</li> <li>令和2年度は、議長から「危機管理」をテーマに各常任委員会において所管事務調査を実施するよう依頼があった。</li> </ul>

## 請願・陳情の審査の充実について

(主な意見)

- ・ 現在、陳述は5分くらいしか話ができず、十分に真意が伝わらないのではないか。お互いが質問しあえるような体制がとれないか。
- ・ 現行のやり方を導入してから一定期間を経過したので、精査は必要ではないか。
- ・ 現行のやり方の何が課題なのか、請願者などから何か要望や意見があったのか等々、きちんと検討する必要があるのではないか。

< 請願・陳述の意見陳述の方法に関する先例（事例）集（抜粋） >

3 1 1 請願・陳情者の意見陳述を実施する。（平成22年9月17日幹事長会議）

- ①意見陳述の開催時期 ・ 委員会付託後の最初の委員会において、当該案件審査時に、委員会を休憩し、実施する。
- ②陳述人数 ・ 提出者のうち、代表1名とする。（ただし、事情により補助者1名を認める）
- ③陳述時間 ・ 5分程度とする。
- ④陳述場所 ・ 委員席と説明員席の間に陳述人席を設ける。
- ⑤陳述人に対する質疑 ・ 委員が、当該請願・陳情について、意見陳述人に対し質疑を行おうとする場合は、委員長に対し、当該意見陳述が行われる2日前までに、質疑内容を申し出る。  
・ 委員長は、委員から当該請願・陳情に対する質疑の申し出がなされた場合は、その旨を陳述人に連絡し、当該意見陳述の場で質疑に対する回答を含めて陳述を行うよう求める。ただし、陳述人に回答を強要するものではない。また、陳述人は質疑項目が多い場合は文書にて回答してもよい。
- ⑥説明員、傍聴人の取扱い ・ 意見陳述の際、説明員は出席し当該意見陳述を聞くことができる。また、一般傍聴人の傍聴を認める。
- ⑦意見陳述後の陳述人の取扱い ・ 陳述人は、意見陳述後、席を移動し、陳述人用傍聴席に当該案件審査終了まで傍聴することができる。
- ⑧資料等の配付 ・ 陳述人の資料の配付は、原則として認めない。なお、パネル等を使用して意見陳述を行おうとする場合は、事前に議会事務局に申請するものとする。

- ・ 現行の実施方法について、これまで請願・陳情者からの意見・要望は出ていない。

<p>3</p>	<p><b>議員間討議の積極的な実施について</b>  (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員間討議について、発議だけでなく、議案、請願、陳情も積極的にしていくべきではないか。</li> <li>議員間討議については、議会基本条例について規定はされているが、ルール化がされていないので、検討が必要ではないか。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;千葉県議会基本条例（抜粋）平成29年4月1日施行&gt;  (議員の役割及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者であるとともに、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(2) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の討議を活発に行うなどにより、十分な審議、審査等を尽くすこと。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員間討議は、発議の審査や意見書の内容の確認などの際には活発に行われているが、議案、請願、陳情の審査の際にはあまり行われていない。</li> <li>議員間討議について、特にルールは定められていない。</li> </ul>
<p>4</p>	<p><b>政策条例発議の動きが出てくるような仕組みづくりについて</b>  (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策条例発議をしていく動きがもう少し出てくるような委員会の体制になっていくことが必要ではないか。</li> <li>政策条例発議については、常任委員会の中で提案し、議論してやっていけばいいのではないかということになった。これまでの経緯等を再度提示していただければ、徹底につながるのではないか。</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;議会改革推進協議会（平成25年7月～平成26年12月設置）決定事項&gt;  政策条例を策定するためのスキーム（体系）となる千葉県議会政策形成基本フローを策定</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策条例発議は、上記フローの決定前の平成25年3月に、「千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部改正を保健消防委員長が提出し、全会一致で可決した事例が1件ある。</li> </ul>

5	<p><b>議員主体による報告書の作成について</b> (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告の作成については、事務局に任せるのではなく、委員長、副委員長が中心となって、委員会全体でまとめる必要があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告書の作成については、現状は事務局が案を作成し、正副委員長及び各委員に確認後、確定している。</li> <li>報告書としては、①議案審査に係る委員長報告、②視察の報告、③所管事務調査の年間調査テーマの報告がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①は、主な質疑、意見、要望の主旨を盛り込んだ内容であり、完成まで作成期間(当日中から数日程度)が非常に短いため、議員主体による作成は難しいが、作成期間と記載内容を見直すならば、議員主体による作成が可能となり得ると考えられる。②及び③の報告書については、作成期間を概ね確保できることから、議員主体による作成が可能となると考えられる。</li> </ul> </li> </ul>
6	<p><b>委員会中継について</b> (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現庁舎での実施は、費用がかかるとのことだったので、新庁舎において実施願いたい。</li> <li>IT化が進んでおり、費用も下がっているなので、現庁舎でやってみて研究してみるのもいいのではないかと。</li> <li>ある程度の費用でできるのであれば、新庁舎前でも導入すべきとなるかもしれないので、提示いただければと思う。</li> </ul>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;議会改革協議会(平成27年7月～平成29年3月設置)決定事項&gt; 委員会中継については、新庁舎の建替えの検討に合わせて検討することとし、今後は幹事長会議において議論する。</p> <p>&lt;幹事長会議(平成30年3月)決定事項&gt; 新庁舎整備に伴う新規設備の要望として、委員会中継を想定した資機材を盛り込むことを決定した。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎の設計にあたり、新庁舎整備課に対し委員会中継の実施を見据えた設計を依頼しており、ある程度方向性が固まってきた段階で、幹事長会議において議論する予定である。</li> <li>現庁舎での委員会中継については、現時点での費用の算出はしていないが、実施に必要な機材を購入したとしても、新庁舎まで1年程度しか使用しないこととなるため、実施は難しいと考える。</li> </ul>

7	<p><b>市民目線の改革について（中継のあり方）</b>  （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民目線での改革ということで、積極的に取り組むんだという姿勢を示していく必要があり、今回の報道でいうと、市民に本会議・委員会の様子が全て見られるように、例えば、新庁舎に合わせて、発言者以外の者も映すような中継のあり方の検討が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新庁舎での中継カメラの仕様については、新庁舎整備課と今後詳細を詰めていく予定であり、発言者以外の者を映すような中継ができるのかも含めて確認することとしている。</li> <li>市民目線の改革における本会議・委員会の中継のあり方については、上記6の委員会中継とも関連があることから、幹事長会議において合わせて議論すべきと考えられる。</li> </ul>
8	<p><b>委員会活動の市民への情報発信強化について</b>  （主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所管事務調査等を行っているが、その発信力が弱いので、市民への情報発信強化が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会活動の市民への情報発信については、現状は市議会HPにおいて、各委員会の活動状況のほか、視察の報告書、所管事務調査の年間調査テーマの報告書、市に提出した提言書などを掲載している。</li> <li>上記の報告書等については、議長には提出しているものの、他委員会所属の議員には配布されておらず、また、執行部に対しても市に提出した提言書以外は配布されておらず、情報共有がなされていない状況となっている。</li> </ul>

9	<p><b>オンライン会議について</b> (主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報委員会では試行的にオンライン会議を実施しているが、ぜひ検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省から、新型コロナウイルス感染症対策として委員会のオンライン会議に関する通知が発出されている。</li> <li>・ 広報委員会においてオンライン会議を試行的に実施した。(3回)</li> </ul> <p>&lt;広報委員会における試行結果(課題)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎発言方法、トラブル発生時の対応方法、セキュリティ対策等に係るルールが必要である。</li> <li>◎オンライン会議の実施に必要な機能・性能を有する機器や通信回線等を確保する必要がある(全ての議員がタブレットやノートパソコンを所有する必要がある。)</li> <li>◎トラブル発生時に自ら対応できる知識が各議員に必要となる。</li> <li>◎非言語コミュニケーション(表情、目線、態度、仕草等)が分かりづらく、微妙なニュアンスや発言の真意が伝わらないことや場の雰囲気も掴みづらいため、対面とは同様の会議となりにくい。</li> </ul> <p>⇒ 政令市の状況を見極め、情報収集をしながら、今後、慎重に取り組んでいく必要がある。</p>
---	---	---